

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日とする)

目次

- ◇条 例 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- ◇規 則 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- ◇教委規則 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

## 条 例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十二年二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県条例第一号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第七条の第三項中「第一号」の下に「及び第二号」を加え、「第二号」を「第三号」に改め、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「職」の下に「(医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職を除く。)」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補

充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額  
五千元

第八条第三項本文中「六百元」を「千円」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第十条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に、「千円」を「千六百円」に、「五百円をこえるときは、五百円」を「八百円をこえるときは、八百円」に、「利用する外」を「利用するほか」に、「四百五十円」を「五百円」に、「五百円に満たないときは五百円」を「五百八十円に満たないときは五百八十円」に改め、同条第三項中「四百五十円」を「五百円」に、「五百円」を「五百八十円」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

## 別表第一 行政職給料表

職務の等級 号 給	1 等 級 給料月額	2 等 級 給料月額	3 等 級 給料月額	4 等 級 給料月額	5 等 級 給料月額	6 等 級 給料月額	7 等 級 給料月額
1	60,800	—	—	—	25,700	22,100	16,600
2	64,000	—	43,100	33,600	27,400	23,300	17,300
3	67,200	55,300	45,400	35,800	29,100	24,500	18,000
4	70,400	57,800	47,700	38,000	31,000	25,700	18,700
5	73,600	60,300	50,000	40,200	32,900	27,200	19,500
6	76,800	62,800	52,300	42,400	34,900	28,700	20,300
7	80,000	65,300	54,600	44,600	36,900	30,400	21,200
8	83,200	67,800	56,900	46,800	38,900	32,100	22,100
9	86,400	70,300	59,200	49,000	40,900	33,800	23,100
10	89,400	72,800	61,500	51,200	42,800	35,500	24,100
11	91,900	75,200	63,700	53,100	44,700	37,000	25,100
12	94,400	77,600	65,900	55,000	46,600	38,500	26,100
13	96,300	80,000	68,100	56,900	48,500	40,000	27,200
14	98,200	82,400	70,300	58,200	49,800	40,900	28,300
15	100,100	84,200	72,300	59,500	51,100	41,800	29,100
16		86,000	74,300	60,500	52,100		29,800
17			76,000	61,500	53,100		30,500
18			77,700	62,500	54,100		
19				63,500	55,100		

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

## 別表第二 公安職給料表

職務の等級 号給	1 等 級 給料月額	2 等 級 給料月額	3 等 級 給料月額	4 等 級 給料月額	5 等 級 給料月額
1	—	—	24,500	21,200	19,000
2	49,100	34,800	26,100	22,200	19,700
3	51,400	37,000	28,000	23,200	20,400
4	53,700	39,200	29,900	24,500	21,200
5	56,000	41,400	31,900	26,000	22,200
6	58,300	43,600	33,900	27,800	23,200
7	60,600	45,900	35,900	29,700	24,500
8	62,900	48,200	37,900	31,600	26,000
9	65,200	50,500	39,900	33,500	27,800
10	67,500	52,700	41,900	35,400	29,600
11	69,700	54,900	43,900	37,300	31,500
12	71,900	57,100	45,900	39,200	33,400
13	74,100	59,000	47,900	41,100	35,300
14	76,300	60,900	49,900	43,000	37,200
15	78,300	62,800	51,800	44,900	39,100
16	80,300	64,100	53,700	46,800	41,000
17	82,000	65,400	55,100	48,700	42,900
18	83,700	66,400	56,500	50,600	44,800
19	85,400	67,400	57,500	52,300	46,600
20	87,100	68,400	58,500	53,700	48,400
21	88,800	69,300	59,500	55,100	50,000
22		70,200	60,500	56,100	51,500
23		71,100	61,400	57,100	52,500
24			62,300	58,100	53,400
25			63,200	59,000	54,300
26			64,100	59,900	55,200
27				60,800	56,100
28				61,700	57,000
29					57,900
30					58,800

備考 この表は、警察官に適用する。

## 別表第三 教育職給料表

## イ 教育職給料表 (一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円
1	—	23,300	17,900
2	51,100	24,800	18,700
3	53,400	26,100	19,500
4	55,700	27,400	20,300
5	58,000	28,900	21,400
6	60,500	30,600	22,600
7	63,000	32,300	23,800
8	65,500	34,200	25,000
9	68,000	36,200	26,300
10	70,500	38,200	27,600
11	73,000	40,300	29,200
12	75,500	42,400	30,900
13	78,000	44,500	32,800
14	80,500	46,600	34,700
15	83,000	48,700	36,600
16	85,500	50,800	38,500
17	88,000	52,900	40,400
18	90,100	55,000	42,300
19	92,200	57,100	44,200
20	94,300	59,200	45,700
21	96,400	61,300	47,200
22	98,200	63,400	48,700
23	100,000	65,500	50,200
24	101,800	67,600	51,200
25	103,600	69,700	52,200
26		71,800	53,200
27		73,900	54,200
28		75,800	55,200
29		77,700	56,200
30		79,300	57,100
31		80,900	58,000
32		82,500	58,900
33		84,000	59,800
34		85,500	60,700
35		86,700	
36		87,900	
37		89,100	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## ロ 教育職給料表 (二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	—	20,300	17,900
2	41,700	21,800	18,700
3	43,800	23,300	19,500
4	45,900	24,800	20,300
5	48,000	26,000	21,400
6	50,100	27,200	22,600
7	52,200	28,600	23,800
8	54,300	30,200	25,000
9	56,400	31,800	26,200
10	58,500	33,600	27,400
11	60,600	35,500	28,800
12	62,700	37,500	30,200
13	64,800	39,500	31,800
14	66,900	41,500	33,400
15	69,000	43,500	34,900
16	71,100	45,500	36,400
17	73,200	47,500	37,900
18	75,100	49,500	39,400
19	77,000	51,400	40,600
20	78,700	53,300	41,800
21	80,400	55,100	42,700
22	82,000	56,900	43,600
23	83,500	58,400	44,500
24	85,000	59,900	45,400
25	86,200	61,400	
26	87,400	62,900	
27	88,600	64,200	
28	89,800	65,500	
29		66,800	
30		68,100	
31		69,400	
32		70,600	
33		71,800	
34		73,000	
35		74,200	
36		75,400	
37		76,500	
38		77,600	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四 研究職給料表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	—	—	22,500	19,500
2	55,800	36,400	23,900	20,400
3	58,400	38,900	25,300	21,400
4	61,000	41,400	26,900	22,400
5	64,000	43,800	28,800	23,700
6	67,000	46,200	30,900	25,000
7	70,200	48,600	33,000	26,400
8	73,400	50,800	35,200	28,100
9	77,000	53,000	37,400	29,800
10	80,600	55,200	39,600	31,800
11	84,400	57,400	41,800	33,800
12	88,200	59,600	44,000	35,900
13	92,100	61,800	46,200	38,000
14	96,100	64,000	48,400	40,100
15	100,100	66,200	50,600	42,100
16	104,100	68,400	52,600	44,100
17	107,800	70,400	54,600	45,900
18	111,300	72,400	56,600	47,700
19	114,800	74,400	58,600	49,300
20	117,600	76,000	60,100	50,600
21	120,200	77,600	61,600	51,900
22	122,800	79,200	62,900	53,200
23	125,400	80,600	64,200	54,200
24	127,500	82,000	65,400	55,200
25	129,600	83,400	66,600	56,200
26		84,800	67,800	57,200
27		86,200	69,000	
28		87,600		

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五 医療職給料表

イ 医療職給料表 (一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	77,700	55,200	—	29,000
2	81,100	58,400	46,400	31,000
3	84,500	61,600	49,300	33,000
4	87,900	64,800	52,200	35,000
5	91,200	68,000	55,100	37,700
6	94,500	71,200	57,800	40,400
7	97,500	74,400	60,500	43,100
8	100,500	77,600	63,200	45,700
9	103,500	80,800	65,900	48,300
10	106,500	84,000	68,600	50,900
11	109,300	86,800	71,300	53,500
12	112,100	89,600	73,900	55,400
13	114,900	92,400	76,500	57,300
14	117,600	94,800	79,100	59,200
15	120,200	97,200	80,700	61,100
16	122,800	99,000	82,300	63,000
17	125,400	100,800	83,700	64,900
18	127,500	102,600	85,100	66,800
19	129,600	104,400	86,500	68,500
20			87,900	70,200
21			89,300	71,500
22				72,800
23				74,100

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## ロ 医療職給料表 (二)

職務の等級 号 給	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	45,100	29,600	22,100	19,500	17,300
2	47,600	31,700	23,300	20,300	18,000
3	50,100	33,800	24,500	21,200	18,700
4	52,600	35,900	25,700	22,100	19,500
5	55,100	38,100	27,400	23,200	20,300
6	57,600	40,300	29,100	24,400	21,200
7	60,100	42,500	31,000	25,600	22,100
8	62,400	44,700	32,900	27,000	23,100
9	64,700	46,900	34,900	28,500	24,000
10	66,900	49,100	36,900	30,200	24,700
11	69,100	51,300	38,900	31,900	25,400
12	71,100	53,200	40,900	33,600	26,100
13	73,100	55,100	42,800	35,300	26,800
14	75,100	57,000	44,700	37,000	
15	76,600	58,500	46,500	38,500	
16	78,100	60,000	48,300	40,000	
17	79,600	61,100	49,600	40,900	
18	81,100	62,200	50,900	41,800	
19			51,900	42,600	
20			52,900	43,400	
21			53,800		
22			54,700		

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。



## ハ 医療職給料表 (三)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	37,700	29,000	21,500	17,800
2	39,800	30,900	22,500	18,700
3	41,900	33,000	23,600	19,600
4	44,000	35,100	24,700	20,500
5	46,100	37,200	25,800	21,500
6	48,200	39,200	27,200	22,500
7	50,300	41,200	28,700	23,500
8	52,300	43,200	30,300	24,600
9	54,300	45,200	31,900	25,700
10	56,300	47,000	33,500	27,000
11	58,300	48,800	35,100	28,400
12	60,300	50,600	36,700	29,800
13	61,800	52,100	38,300	31,200
14	63,300	53,600	39,800	32,600
15	64,800	54,800	41,000	34,000
16	66,300	56,000	42,200	35,000
17	67,800	57,200	43,400	36,000
18	69,000	58,200	44,600	36,900
19	70,200	59,100	45,600	37,800
20	71,400	60,000	46,500	38,700
21	72,500	60,900	47,400	
22	73,600	61,800	48,300	
23	74,700	62,700		
24	75,700			
25	76,700			
26	77,700			

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第七中

竹田小学校大谷分校  
竹田小学校田代分校  
竹田小学校福山分校

を

南小学校大谷分校  
南小学校田代分校  
南小学校福山分校

に改め、

丹比小学校横地分校

一級

を削り、

高勢小学校柿谷分校

を

西小学校柿谷分校

に改め、

逢坂小学校二本松分校

一級

を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、別表第七の改正規定を除くほか、昭和四十一年九月一日から適用する。

(特定の号給の切替え等)

2 昭和四十一年九月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の受ける号給が附則別表に掲げる職務の等級の一号給である職員の場合、切替日における号給は、二号給とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会が定める。

(最高号給等の切替え等)

3 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会が定める。

(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職

(切替日前の異動者の号給等の調整)

員のうち人事委員会の定める職員のこの条例による改正後の職員の給与に関する条例(附則第七項において「改正後の条例」という。)の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるところに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(旧号給等の基礎)

6 附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、同条例及びこれに基づく人事委員会の定めに従つて定められたものでなければならない。

(給与の内払)

7 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日前日

00348

附則別表

給 料 表	職 務 の 等 級		
行 政 職 給 料 表	2 等 級	3 等 級	4 等 級
公 安 職 給 料 表	1 等 級	2 等 級	
教 育 職 給 料 表 (一)	1 等 級		
教 育 職 給 料 表 (二)	1 等 級		
研 究 職 給 料 表	1 等 級	2 等 級	
医 療 職 給 料 表 (一)	3 等 級		

8 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（人事委員会への委任）

までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

規 則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第一号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則別表第二中

31		1,350
----	--	-------

を

31	1,600	1,350
32		1,370

に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一

技能労務職給料表

職務の等級 号給	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	給料月額	給料月額	給料月額
1	25,700	17,300	14,900
2	27,400	18,000	15,500
3	29,100	18,700	16,100
4	31,000	19,500	16,600
5	32,900	20,300	17,300
6	34,900	21,200	18,000
7	36,900	22,100	18,700
8	38,900	23,000	19,500
9	40,900	24,500	20,300
10	44,600	25,700	21,200
11	46,800	27,200	22,100
12	49,000	28,700	23,100
13	51,200	30,400	24,100
14	54,600	32,100	25,100
15	56,900	33,800	27,200
16	59,200	36,900	28,700
17	61,500	38,900	30,400
18	63,700	40,900	32,100
19	65,900	42,800	33,800
20	68,100	44,700	36,900
21	70,300	49,000	38,900
22	72,300	51,200	40,900
23	74,300	53,100	42,800
24	76,000	55,000	44,700
25	77,700	56,900	46,600
26		58,200	48,500
27		59,500	49,800
28		60,500	51,100
29		61,500	52,100
30		62,500	53,100
31		63,500	54,100
32			55,100

別表第三中

一五、五〇〇円
一四、五〇〇円
一三、九〇〇円

を

一六、六〇〇円
一五、五〇〇円
一四、九〇〇円

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年九月一日から適用する。

(給与の内払)

2 改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて昭和四十一年九月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われ

た給与は、改正後の技能労務職員の給与に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

教育委員会規則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す

る。

昭和四十二年二月一日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

鳥取県教育委員会規則第二号

別表第一

技能労務職給料表

職務の等級 号 給	1 等 級	2 等 級
	給料月額 円	給料月額 円
1	17,300	14,900
2	18,000	15,500
3	18,700	16,100
4	19,500	16,600
5	20,300	17,300
6	21,200	18,000
7	22,100	18,700
8	23,300	19,500
9	24,500	20,300
10	25,700	21,200
11	27,200	22,100
12	28,700	23,100
13	30,400	24,100
14	32,100	25,100
15	33,800	27,200
16	36,900	28,700
17	38,900	30,400
18	40,900	32,100
19	42,800	33,800
20	44,700	36,900
21	49,000	38,900
22	51,200	40,900
23	53,100	42,800
24	55,000	44,700
25	56,900	46,600
26	58,200	48,500
27	59,500	49,800
28	60,500	51,100
29	61,500	52,100
30	62,500	53,100
31	63,500	54,100
32		55,100

別表第三中

一三、九〇〇円
一四、五〇〇円
一五、五〇〇円

を

一四、九〇〇円
一五、五〇〇円
一六、六〇〇円

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年九月一日から適用する。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則  
技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

附則別表第二中

別表第一を次のように改める。

31		1,350
----	--	-------

を

31	1,600	1,350
32		1,370

に改める。

(給与の内払)

2 改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて昭和四十一年九月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の技能労務職員の給与に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】